

- 6 避難誘導**
避難誘導については、次のとおりを行う。
(1) 避難場所
避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊の危険がない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

- (2) 避難経路
避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。
(3) 避難誘導
避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

避難場所	名 称	移動距離	移動手段
	() m	□徒歩 □車両()台	
屋内安全確保			

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 善 品	
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> ロタブレット <input type="checkbox"/> ロファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 口懷中電灯 <input type="checkbox"/> 口電池 <input type="checkbox"/> 口携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 口案内旗 <input type="checkbox"/> 口タブレット <input type="checkbox"/> 口携帯電話 <input type="checkbox"/> 怀中電灯 <input type="checkbox"/> 口携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 口電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 口電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> 口ライフジャケット <input type="checkbox"/> 口強光塗料
施設内の 一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり ℥） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり 食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 口防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> 口おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 口常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> 口おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> 口おやつ <input type="checkbox"/> 口おんぶひも
その他	<input type="checkbox"/> 口ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 口ゴミ袋 <input type="checkbox"/> 口タオル <input type="checkbox"/> 口土嚢 <input type="checkbox"/> 口止水板 <input type="checkbox"/> 口そのほか（ ）
浸水を防ぐための対策	

8 防災教育及び訓練の実施

- 毎年 4 月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年 5 月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 4 月に作成する。

自衛水防組織の業務に関する事項 9

※自衛水防組織を設置する場合には、様式6を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添・別表1・2を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となつた従業員を対象として研修を実施する。

② 每年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立つて、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛消防組織の報告
自衛消防組織または変更をしたときは、水防法第15条の規定に基づき、澤瀉署へ報告する。

10 例作計畫年間訓練の及び教育防災

※自衛水防組織を設置する場合には、様式6を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となつた従業員を対象として研修を実施する。

② 每年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立つて、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛消防組織の報告
自衛消防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、溝澤なく、当該計画を市町村長へ報告する。

